第六十六条及び第六十九条第一項中「夜間対応型訪問介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える。

第百十三条の二第二号中「（次号において「相談援助の業務」という。）」を削る。

第百三十一条の三の次に次の一条を加える。

（指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の三の二　法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七　運営規程

八　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十　当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一　当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十二　誓約書

十三　役員の氏名、生年月日及び住所

十四　その他指定に関し必要と認める事項

2　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十五の五第一項の規定に基づき法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）に係る指定事業者（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する「指定事業者」をいう。以下同じ。）の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3　法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号に規定する事項（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書

4　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第百三十一条の九中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域密着型通所介護　第百三十一条の三の二第一項から第三号までに掲げる事項及び利用定員

第百三十一条の十三第一項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域密着型通所介護　第百三十一条の三の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

第百三十一条の十三第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

第百四十条の三十七第四項を同条第三項とする。

第百四十条の四十三第一項中「夜間対応型訪問介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える。

第百四十条の六十二の五第一項第一号中「第一号介護予防支援事業」を「介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業」に改め、同条第二項第一号中「第一号介護予防支援事業」を「介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業」に、「法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）」を「第一号通所事業」に改める。

第百四十条の六十三の二第四項中「第五十九条の二本文」を「第五十九条の二本文」に改める。

第百四十条の六十三の五第一項中「（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する「指定事業者」をいう。以下同じ。）」を削る。

第百四十条の六十八第一項中「目的とし、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修とする。」を「目的として行われる次に掲げる研修とする。」に改める。

別表第一第一号イ中「所在地」の下に「、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号（番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。）」を加える。

別表第二第一の項第二号ヘ中「通所介護、」の下に「地域密着型通所介護、」を加える。

別表第二第一の項第五号イ中「夜間対応型訪問介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加え、同号ハ中「、通所リハビリテーション」の下に「、地域密着型通所介護」を加える。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に改める。

第二十五条第一項第二号中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。別表第一において「番号利用法」という。」を加える。

第三章第一節中第三十四条の前に次の一条を加える。

（第三者の行為による被害の届出）

第三十三条の二　介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一　届出に係る事実

二　第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

三　被害の状況

別表第一第一号イ中「所在地」の下に「、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号（番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。）」を加える。

別表第一第三号中ホをヘとし、ニの次に次の一号を加える。

ホ　従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況